

鶴岡市融資あっせん制度

(令和7年4月1日～)

資 金 名	融 資 対 象 者	資金使途（注2）	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証料の負担
長期安定 資 金 Ⅱ	申込前3ヶ月（建設業等は6ヶ月）の総売上額又は売上総利益を前年又は前々年の同期と比べた場合の減少の割合（以下「売上等減少率」という。）が10％以上であり、経営の安定に支障がある中小企業者で、市内に事業所を有し、1年以上の事業実績があつて市税を完納している者 ※申請受付は毎年度2月末までとする	運転資金	2,000万円 （ただし1,000万円を超える部分の利用は1事業者1回限り）	5年以上10年以内 （据置2年以内） ※保証協会利用の場合は据置1年以内	年1.85％（注） ただし貸付時の長期プライムレートマイナス0.50％の変動金利（0.45％を下限とする。）	上限を1.90％とし、料率の60％を市で負担 （セーフティネット保証利用の場合、料率の100％を市で負担）
新事業進出 支援資金	本市に事業所を有し、市税を完納している中小企業者で、経営環境等の変化に対応し、企業経営の活性化を図るために次に掲げる事業を行う者 ○新たな製品の開発や製造を行う場合 ○新たな商品・サービスの提供を行う場合 ※標準産業分類で現在の中分類と違う分類の事業に進出する場合が対象。 ※申請受付は毎年度2月末までとする	設備資金 運転資金	2,000万円 （ただし運転資金は1,000万円が限度、創業支援資金は保証協会の保証額が限度）	設備10年以内 運転 5年以内 （据置2年以内） ※保証協会利用の場合は据置1年以内	年2.35％（注） ただし貸付時の長期プライムレートで固定金利 又は 年1.85％（注） ただし貸付時の長期プライムレートマイナス0.50％の変動金利（0.45％を下限とする。） の何れか	上限を1.90％とし、料率の60％を市で負担
創業 支援資金	信用保証協会の「創業関連保証」及び「創業等関連保証」を利用する創業者で、市税を完納している者 ※申請受付は毎年度2月末までとする			設備 7年以内 運転 5年以内 （据置1年以内）		
人材対応 支援資金	本市に事業所を有し、市税を完納している中小企業者で、人手不足に対応するため、下記に掲げる事業を行うもの。 ○所定外労働の削減や育児休業取得促進など、労働環境改善のために新規に人員増を図るための事業。 ○人材確保が困難でその対応策として省力化設備等を導入する場合の設備導入、労働環境改善のための工場棟の改修及び従業員の福利厚生施設等の整備に係る事業。 ※申請受付は毎年度2月末までとする	設備資金 運転資金	2,000万円 （ただし運転資金は1,000万円が限度）	設備15年以内 運転10年以内 （据置2年以内）		
近代化資金	他の事業者との連携や事業の共同化等により、経営の近代化・基盤強化などに取組む組合 ◇利子補給制度：支払金利の2分の1又は年利2％のいずれか低い方を借入日から3年間補給 ○組合とは中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体（事業協同組合・企業組合等）、商店街振興組合若しくはこれに準ずる任意の商店街組織。組合を設立し事業を実施する場合は、構成企業等の業歴が1年以上であることを要します。	設備資金	2,000万円	10年以内 （据置1年以内）	設定無し	
産業立地 促進資金 （山形県との 協調融資）	本市産業の高度化に資することが期待でき、次のいずれかに該当する者 【1号資金】市内の工業団地等に立地しようとする者 【2号資金】市内に大規模な立地を行う者または県外から新たに市内に立地するもの（ただし、新たに市内に立地する者は製造業又は山形県企業立地促進補助金を受けて物流関連施設を立地する者若しくは本社機能を移転する者に限る） 【3号資金】市内の工業団地等に立地している者若しくは2号資金を活用して市内に立地を行った者であつて、増設・増築を行う者	設備資金 運転資金	20億円 （県制度資金 脱炭素社会推進資金第3号との合計で30億円）	設備20年以内 運転15年以内 （据置3年以内）	年1.10％（注） ただし短期プライムレートマイナス1.275％の変動金利。 県制度に準拠	上限を1.90％とし、料率の20％を市で負担

（注）令和7年4月1日時点の参考利率となります。